

市内避難施設の看板を更新しました

問合せ 防災課防災計画係

地方公共団体が避難施設の看板を更新する際には、平成28年に全国的に統一された図記号を用いるように国から通知がありました。この通知に基づいて市内の全避難施設の看板を更新しました。

日本語、英語、ポルトガル語の3か国語で表示しています。

同一施設の敷地内に避難施設の指定が複数ある場合、看板は1枚にまとめています。学校の場合、体育館が避難所、校舎が一時退避場所、グラウンドが火災時退避場所として指定を受けている場合があります。

避難所の図記号

一時退避場所、火災時退避場所の図記号

災害の図記号は、平成29年5月に全戸配布したハザードマップと同様に津波、洪水、高潮、大規模な火災の4種類の災害について避難可能かどうかを表しています。避難可能な場合には、その災害の図記号が表示されています。

ハザードマップの施設使用可否欄が△の表示（1階は浸水しますが、建物の2階以上に避難できます）の場合、災害の図記号の下に注意書きが入ります。

通常の看板の大きさは横1.3m×縦1mですが、設置場所が確保できないなどの事情がある場合や、民間施設の場合は、ひと回り小さい横1m×縦0.6mの看板を設置しています。

左の看板の場合、「この施設は一時退避場所です（避難所、火災時退避場所ではありません）」「この施設は津波の場合に避難できます（その他の災害では避難できません）」ということを表しています。

